

千葉市手当（保育士等給与改善事業）に係る 保育業務とその他業務の兼務の取り扱いについて

令和7年9月2日
こども未来局幼保運営課

千葉市手当に係る保育業務とその他業務の兼務の取り扱いについて

1 概要

予算案概要説明時のご案内から変更ありません。

(1) 補助対象者は1日6時間以上かつ月20日以上保育業務に従事している者

要件緩和対象職員（子育て支援員研修等を受けている方など）で、
保育業務とその他業務（事務や調理など）を兼務している方も
上記要件を満たす場合は補助対象となりますが、
上記要件を満たさない場合は千葉市手当の補助対象外です。

(2) 令和8年度から本格実施

	R6年度	R7年度	R8当初交付～
補助対象	保育業務に従事していれば兼務も可 ※○時間以上保育業務に従事といった要件はなし	保育業務に1日6時間以上かつ月20日以上勤務していれば兼務も可 ※R6時点で支給している者等は経過措置として左記同様とする。	保育業務に1日6時間以上かつ月20日以上勤務していれば兼務も可
交付申請 実績報告	兼務している職員は、「③職員名簿」の備考欄に「保育及び事務」等と記載	兼務している職員のうち、経過措置の対象となる者は、「③職員名簿」の備考欄に「保育及び事務」等と記載	備考欄への記載不要